右の者に対する強姦致傷被告事件(当庁昭和五九年(あ)第一一一号)について、昭和五九年一二月一七日当裁判所がした保釈請求却下決定に対し、申立人から 異議の申立があつたが、最高裁判所がしたこのような決定に対しては不服の申立を することが認められていないから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和六〇年一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	木 戸		久	治
裁判官	安	畄	滿	彦
裁判官	長	島		敦